

【別紙】社会福祉士実習施設等一覧勤務先の種別について下表で確認し、**受講申込書「5. 実習施設等種別」欄に種別番号を記入**してください。

「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ア及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ア及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」

(昭和62年厚生省告示第203号)(抄)(最終改正 平成29年3月31日厚生労働省告示第129号)〔相談援助実習〕における実習施設

1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第3条第1号ア、社会福祉士介護福祉士学校指定規則

(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号)第3条第1号ア及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第4条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

種別番号	実習施設等種別
	1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する
101	児童相談所
102	乳児院
103	母子生活支援施設
104	児童養護施設
105	福祉型障害児入所施設
106	児童心理治療施設
107	児童自立支援施設
108	児童家庭支援センター
109	指定発達支援医療機関
110	障害児通所支援事業
111	障害児相談支援事業
	2 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する
201	病院
202	診療所
	3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する
301	身体障害者更生相談所
302	身体障害者福祉センター
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する
401	精神保健福祉センター
	5 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する
501	救護施設
502	更生施設
503	授産施設
504	宿泊提供施設
	6 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する
601	福祉に関する事務所
602	市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所

種別番号	実習施設等種別
	7 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する
701	婦人相談所
702	婦人保護施設
	8 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する
801	知的障害者更生相談所
	9 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する
901	広域障害者職業センター
902	地域障害者職業センター
903	障害者就業・生活支援センター
	10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する
1001	老人デイサービスセンター
1002	老人短期入所施設
1003	養護老人ホーム
1004	特別養護老人ホーム
1005	軽費老人ホーム
1006	老人福祉センター
1007	老人介護支援センター
1008	有料老人ホーム
1009	老人デイサービス事業
	11 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する
1101	母子・父子福祉センター
	12 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する
1201	更生保護施設
	13 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する
1301	介護老人保健施設
1302	地域包括支援センター

種別番号	実習施設等種別
	居宅サービス事業のうち
1303	通所介護
1304	通所リハビリテーション
1305	短期入所生活介護
1306	短期入所療養介護
1307	特定施設入居者生活介護を行う事業
	地域密着型サービス事業のうち
1308	地域密着型通所介護
1309	認知症対応型通所介護
1310	小規模多機能型居宅介護
1311	認知症対応型共同生活介護
1312	地域密着型特定施設入居者生活介護
1313	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
1314	複合型サービスを行う事業
1315	居宅介護支援事業
	介護予防サービス事業のうち
1316	介護予防通所介護
1317	介護予防通所リハビリテーション
1318	介護予防短期入所生活介護
1319	介護予防短期入所療養介護を行う事業
	地域密着型介護予防サービス事業のうち
1320	介護予防認知症対応型通所介護
1321	介護予防小規模多機能型居宅介護
1322	介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業
1323	介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業
1324	第一号介護予防支援事業

種別番号	実習施設等種別
	14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により
1401	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
	15 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定する
1501	発達障害者支援センター
	16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する
1601	障害者支援施設
1602	福祉ホーム
1603	地域活動支援センター
	障害福祉サービス事業のうち
1604	療養介護
1605	生活介護
1606	短期入所
1607	重度障害者等包括支援
1608	自立訓練
1609	就労移行支援
1610	就労継続支援
1611	共同生活援助を行う事業
1612	一般相談支援事業
1613	特定相談支援事業
	17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
1701	

18 前各号に準ずる施設又は事業

○ 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について(社援発第1111001号 平成20年11月11日、最終改正 社援発0306第25号 令和2年3月6日 厚生労働省社会・援護局長通知)

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ア及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ア及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号。以下「実習施設等告示」という。)に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より適用することとしたので、参考まで通知する。

種別番号	実習施設等種別
1801	1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく身体障害者福祉工場
1802	2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
1803	3. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設
1804	4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター
1805	5. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター
1806	6. 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館
1807	7. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う施設
1808	8. 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付雇児発0331第49号)別添(「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点
1809	9. 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成29年3月31日付雇児発0331第5号)み基づく子育て世代包括支援センター
1810	10. 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
1811	11. 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター
1812	12. 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
1813	13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター
1814	14. 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社底第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)別添1の2において掲げる施設(上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。)
1815	15. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所 (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。 (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。 (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。 (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。 (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。
1816	16. 福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人

0000

所属なし・該当なし